

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第百六十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一 外来生物の種（第一条関係）		別表第一 外来生物の種（第一条関係）	
項	種 名	項	種 名
第一 動物界		第一 動物界	
一・二 (略)		一・二 (略)	
三 ^は 爬虫綱		三 ^は 爬虫綱	
イ (略)		イ (略)	
ロ とかげ垂目		ロ とかげ垂目	
(1) アガマ科		(1) アガマ科	
1	(略)	1	(略)
(2) <u>イグアナ科</u>		(2) <u>たてがみとかげ科</u>	
1	<i>Anolis allogus</i> (アノリス・アルログス)	1	<i>Anolis allogus</i> (アノリス・アルログス)
2	(略)	2	(略)
～		～	
8		8	
四 (略)		四 (略)	

五 条 ^き 鰭 ^ぎ 亜 ^あ 綱	
イ・ロ (略)	
ハ なま ^な ず ^ず 目	
(1) ぎ ^ぎ 科	
1	(略)
(2) <u>アメリカなま^なず^ず科</u>	
1	<i>Ameiurus nebulosus</i> (ブラウ ^{らう} ブル ^ぶ ル ^る ヘッ ^へ ド)
2 ・ 3	(略)
(3) な ^な ま ^な ず ^ず 科	
1	(略)
ニ・ホ (略)	
へ す ^す ず ^ず き ^き 目	
(1) サン ^{さん} フィ ^ひ ッ ^っ シ ^し ュ ^ょ 科	
1	<u>Lepomis属 (ブルー^ぶギ^ぎル^る属) 全^{ぜん}種</u>
2	<i>Micropterus dolomieu</i> (コク ^こ チ ^ち バ ^ば ス)
3	(略)
(2)・(3) (略)	
(4) モ ^も ロ ^ろ ネ ^ね 科	

五 条 ^き 鰭 ^ぎ 亜 ^あ 綱	
イ・ロ (略)	
ハ な ^な ま ^な ず ^ず 目	
(1) ぎ ^ぎ 科	
1	(略)
(2) <u>イク^いタル^たルス^る科</u>	
1	<i>Ameiurus nebulosus</i> (ブラウ ^{らう} ブル ^ぶ ル ^る ヘッ ^へ ド)
2 ・ 3	(略)
(3) な ^な ま ^な ず ^ず 科	
1	(略)
ニ・ホ (略)	
へ す ^す ず ^ず き ^き 目	
(1) サン ^{さん} フィ ^ひ ッ ^っ シ ^し ュ ^ょ 科	
1	<u>Lepomis macrochirus (ブルー^ぶギ^ぎル)</u>
2	<i>Micropterus dolomieu</i> (コク ^こ チ ^ち バ ^ば ス)
3	(略)
(2)・(3) (略)	
(4) モ ^も ロ ^ろ ネ ^ね 科	

1 ～ 3	(略)
(5) ペルキクティス科	
1	<i>Maccullochella peelii</i> (マーレーコッド)
2	<i>Macquaria ambigua</i> (ゴールデンパーチ)
(6) パーチ科	
1 ～ 3	(略)
(7) けつぎょ科	
1	<i>Coreoperca</i> 属 (オヤニラミ属) に属する種のうち <i>Coreoperca kawamebari</i> (オヤニラミ) 以外のもの
2	<i>Siniperca chuatsi</i> (ケツギョ)
3	(略)
六 昆虫綱	
(略)	

別表第二 交雑することにより生じた生物 (第一条関係)

項	種名
---	----

1 ～ 3	(略)
(新設)	
(5) パーチ科	
1 ～ 3	(略)
(6) けつぎょ科	
(新設)	
1	<i>Siniperca chuatsi</i> (ケツギョ)
2	(略)
六 昆虫綱	
(略)	

別表第二 交雑することにより生じた生物 (第一条関係)

項	種名
---	----

第一 動物界		
一～三 (略)		
四 条 ^キ 鰭 ^キ 亜 ^キ 綱		
イ・ロ (略)		
ハ すずき目		
(1) サンフィッシュ科		
一 1	<u>Lepomis</u> 属 (ブルーギル属) に 属する種	<u>Lepomis</u> 属 (ブルーギル属) に 属する他の種
(2) モロネ科		
1	(略)	
五 昆虫綱		
(略)		

第一 動物界	
一～三 (略)	
四 条 ^キ 鰭 ^キ 亜 ^キ 綱	
イ・ロ (略)	
ハ すずき目	
(新設)	
(1) モロネ科	
1	(略)
五 昆虫綱	
(略)	